

# 令和6年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修実施要項

## 1 目的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営を行うため、サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と言う。）を養成することを目的とします。

## 2 実施主体

兵庫県から委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

## 3 対象者（※研修開始前（令和6年9月3日）までに、研修実務経験を満たしている者）

### (1) サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスのいずれかを実施する指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者。

### (2) 児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づき、障害児通所支援のいずれかを実施する指定障害児通所支援事業者、もしくは障害児入所支援を実施する指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。

※令和4年度から、基礎研修修了後実務経験を満たしている方の、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としてのみなし配置可能な経過措置は終了しました。一人目のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置するには、基礎研修修了後、2年以上のOJTを経て、実践研修を修了する必要があります。

※基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要となったため、サービス管理責任者等として必要な実務要件年数よりも2年短い期間から受講申し込みいただけます。

## 4 研修日程

	講義名	内容	備考
1日目 2日目	相談支援従事者初任者研修 合同講義 ※サービス管理責任者等として従事するための必須講義	・講義動画をオンラインにて受講いただきます。 ・受講者は、 <b>講義動画を視聴後に報告書を作成し、演習当日に提出</b> いただきます。	・過去に受講済みであり、合同講義受講証明書や相談支援従事者初任者研修修了証をお持ちの方は、受講する必要はありません。
3日目	サービス管理責任者等基礎研修 共通講義	・講義動画をオンラインにて視聴いただきます。 ・受講者は、 <b>講義動画を視聴後に報告書を作成し、演習日当日に提出</b> いただきます。	・受講者全員が必ず受講する必要があります。
4日目 5日目	サービス管理責任者等基礎研修 演習	・受講者は <b>事前課題を作成の上、当日提出いただいた後、コピーしたものを使用して演習に参加</b> いただきます。	・受講者全員が必ず受講する必要があります。 ・別添の演習日程をご確認ください。

【合同講義】 1日目, 2日目 各日 9:00~17:00 (予定) ※該当者のみ受講	回	講義	日程	備考
<b>【共通講義】</b> 3日目 各日 9:00~16:00 (予定) ※受講者全員が受講	第1回	合同	令和6年 9月4日(水) 9月5日(木)	<b>オンラインによる講義</b>  <b>※視聴報告書の提出が必要</b>
		共通	9月6日(金)	
	第2回	合同	令和6年 9月10日(火) 9月11日(水)	
		共通	9月12日(木)	
	第3回	合同	令和6年 10月9日(水) 10月10日(木)	
		共通	10月11日(金)	

	回	日程	会場	備考
<b>【演習】</b> 4日目, 5日目  各日 9:00~17:00 (予定)	第1回	令和6年 11月6日(水) 11月7日(木)	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所	<b>※オンライン実施に変更となる場合がございます</b>  <b>※演習の受講にあたっては、合同講義、共通講義の視聴報告書と事前課題の提出が必須</b>
	第2回	令和6年 11月13日(水) 11月14日(木)		
	第3回	令和6年 11月18日(月) 11月19日(火)		
	第4回	令和6年 11月25日(月) 11月26日(火)		
	第5回	令和6年 11月28日(木) 11月29日(金)		
	第6回	令和6年 12月23日(月) 12月24日(火)		
	第7回	令和7年 1月27日(月) 1月28日(火)		
	第8回	令和7年 1月30日(木) 1月31日(金)		
	第9回	令和7年 2月3日(月) 2月4日(火)		
	第10回	令和7年 2月6日(木) 2月7日(金)		
	第11回	令和7年 2月12日(水) 2月13日(木)		

※上記プログラムは変更する場合があります。講義の詳細は、受講決定者におのみお伝えします。  
 ※日程につきましてはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。  
 ※受講決定後の日程の振り替えは一切受付できません。

## 5 受講料について

<b>【5日間受講の方】</b> 相談支援従事者研修（合同講義）＋サービス管理責任者等基礎研修	20,000円
<b>【3日間受講の方】</b> サービス管理責任者等基礎研修	12,000円
<b>【2日間受講の方】</b> 相談支援従事者初任者研修（合同講義）	8,000円

**※相談支援従事者初任者研修にてお申し込みください。**

※研修に係る費用、滞在費、オンライン設備等諸費用については、各自でご負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

## 6 申込み方法等について

### (1) 申込方法

・福祉のまちづくり研究所研修センターホームページからネット申込

**※紙媒体の郵送やFAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受け付けません。**

※申込内容に不備や虚偽のある場合は、受講決定後や研修受講中でも決定を取消す場合があります。

※申込が正しく完了した場合は、登録されたメールアドレス宛に自動返信メールがあります。

### (2) 申込期間（締切後の申込登録は一切受け付けません。）

**令和6年6月3日（月）～令和6年6月21日（金）正午まで**

### (3) 申し込み先

ホームページからのネット申込のみ

総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター

基礎研修のページから申込 <https://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=25>

## 7 受講決定

(1) 申込者多数の場合は、1法人1名での決定とさせていただくとともに、受講申込者の資格要件、就任予定時期等を考慮した上で、選考により受講者を決定します。

(2) **兵庫県内に所在を有する事業所を優先**します。**他の都道府県から申込も可能ですが、現時点で過去に他の都道府県から申込の方の受講決定者は出ていません。**

(3) 受講の可否については、申込の際に入力いただいた郵送物発送先住所へ発送します。発送日は、決定次第研修センターのホームページに掲載します。**期日までに届かない場合は、研修センターまでご連絡ください。**

(4) 受講決定後に受講者の変更、受講日の変更はできません。

(5) **選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。**

## 8 修了証書の交付

- (1) 全カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事印の基礎研修修了証書を交付します。
- (2) 修了証書は研修終了後にお渡しする予定です。
- (3) 補講等の予定はありません。全日程の出席が可能であることを前提としてお申し込み下さい。
- (4) 遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等については、カリキュラム未修了として修了証書の交付を行わない場合があります。

（注）①他の受講者に迷惑となる行為  
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）  
③研修中の携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等  
④研修に関するルールを守れない場合（留意事項、駐車が認められない場所への無断駐車等）

## 9 事前課題等について

- (1) **相談支援従事者初任者研修合同講義の動画視聴報告書**は、当講義の修了に必要な必須カリキュラムとなります。そのため、**合同講義に参加できなかった場合や演習日当日に視聴報告書の提出がされなかった場合、記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了として、研修の受講を取り消すとともに、修了証書は交付できません。**
- (2) **サービス管理責任者等基礎研修共通講義の動画視聴報告書**は、研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるものとなります。そのため、**共通講義に参加できなかった場合や演習日当日に視聴報告書の提出がされなかった場合、記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了として、研修の受講を取り消すとともに、修了証書は交付できません。**
- (3) **サービス管理責任者等基礎研修演習事前課題**は、研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるとともに、演習では重要な位置づけとなっています。**演習日当日に提出がされなかった場合や記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了として、研修の受講を取り消すとともに、修了証書は交付できません。過去に未提出の方が受講取り消しとなった例もございますので、ご注意ください。**

## 10 重要事項

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日から研修制度の改定があり、サービス管理責任者等の従事要件は、基礎研修修了後に 2 年以上かつ 360 日以上の実務経験を経た後、実践研修を修了することで、取得できることになりました（本研修はサービス管理責任者等基礎研修になります）。サービス管理責任者等の制度について、詳しくは別紙の説明資料等によりご確認ください。
- (2) 受講申込時に、未入力や入力内容相違等の不備がないよう確認してください。（未入力や入力内容相違箇所があると、受講決定の選考にあたり不利となる場合があります）。  
また、配慮すべき事項のある場合は、申込フォームの所定欄にその旨ご入力ください。それ以外にも、予め研修主催者に伝達すべきことがあれば、併せてご入力ください。
- (3) 申込後は登録されたメールアドレス宛に、自動返信メールが届きます。申込内容についてはそちらをご確認ください。

- (4) 受講申込等に虚偽の内容を記載された場合、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。
- (5) 研修内容・申込についてのお問い合わせは、営業時間内をお願いします。担当者が不在の場合は、すぐに回答出来ない事がありますのでご了承ください。
- (6) **必ず、別紙「研修における留意事項」を確認してから、申し込みをしてください。**
- (7) 本研修では、多数の受講者が集まり研修を実施します。対面開催にあたっては、感染症予防対策（マスクの着用、検温、手洗い、手指消毒）を必要に応じて実施しますが、確実に感染しないということではないことをご理解いただいたうえでお申込みください。なお、感染症予防の対応にご協力をいただきますようお願いいたします。
- (8) **開催方法や会場の変更対応は出来ません。必ずその方法や会場で参加できることを確認した上でお申込みください。**

#### ◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】 ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修センターで検索してください。

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、[下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。](#)回答については、メールかお電話で回答いたします。

※受講申込者の実務経験における個別具体的な内容の確認については、[従事予定事業所の指定担当部署へご連絡ください。](#)

福祉のまちづくり研究所ホームページから  
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】 坂野・藤田

#### 【研修制度や事業申請等に関すること】

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

E-mail : [shougai@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shougai@pref.hyogo.lg.jp)

上記のメールにてお問い合わせください。 【担当】 岡田、志摩